

いじめ防止対策委員会

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。つまり、従来の「けんか」や「トラブル」と判断していた事案においても被害を受けた児童から聞き取ることで、いじめと判断して対応する必要もあることになる。

いじめは、当該児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

1 目 的

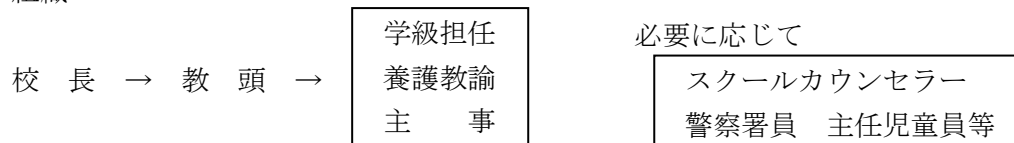
全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することなく、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解させ、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止と早期発見に努め、いじめが起きた場合は組織的に適切かつ迅速に対処する。

2 方 針

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという認識に立ち、「いじめは人間として許されない」という雰囲気を醸成するとともに、学校における学習活動全般で、一人一人の児童が自己肯定感をもてるようなきめ細かな関わりを心がけることで、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 児童のささいな兆候を見逃さず、早い段階からの確な関わりを持ち、いじめを積極的に認知する姿勢で実態把握に努める。
- (3) いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に取り組み、被害児童を守り通すとともに、加害児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、保護者や関係機関と連携し適切に対応する。
- (4) 重大事態が発生した場合は、いわき市教育委員会へ報告する。

3 組織・運営

(1) 組織



(2) 運営

- 月 1 回、生徒指導委員会と同時開催とする。
- いじめ事案発生時は、随時開催とする。

4 活動内容（年間計画参照）

(1) いじめの早期発見・防止に関すること

- ① 一人一人の願いに応じたわかる授業づくり
- ② 個が生きる望ましい人間関係づくり

(2) いじめ事案に対する対応に関すること

- ① 情報の収集
- ② 指導・支援体制の組織

③ 児童への指導・支援と保護者との連携

④ 重大事態への対処 等

いじめ防止対策委員会年間計画

月	取 組 内 容		
	一人一人の願いに応じた わかる授業づくり	個が生きる望ましい人間関係づくり *体験活動	そ の 他
	組織の確立・活動内容の周知		
4月	※授業の充実 ※自立した授業者の育成 ※授業研究会、 ※小中連携授業研究会 授業参観	※児童の観察（日常） ※縦割り班編成・顔合わせ ※縦割り班活動（新入生を迎える会）	※校内生徒指導委員会 （いじめ防止対策委員会）の開催（月一回 いじめ事案発生時は随時開催とする）
5月		※縦割り班活動（なかよし集会）	第一回学校評議員会 （概要説明）
6月	授業参観	Q-Uテスト実施・考察 ※見学学習（1～4年） 第1回困りごとアンケート実施・考察	
7月	いじめ・不登校等対策地域別研修	学校生活アンケート実施・考察 ※宿泊活動（5・6年）	第1回取組評価アンケート実施・検証・見直し 教育相談
8月			
9月		※見学学習（1～6年） ※縦割り班活動（なかよし集会） ※鑑賞教室	
10月		※学習発表会	
11月		※スチューデント・シティ（5年） ※縦割り班活動（なかよし集会） 第2回困りごとアンケート実施・考察	
12月	授業参観	学校生活アンケート実施・考察	第2回取組評価アンケート実施・検証・見直し 教育相談（希望者のみ）
1月		第3回困りごとアンケート実施・考察 人権教室（6年） 縦割り班活動（縄跳び記録会）	第2回学校評議員会 （取り組み結果報告）
2月	授業参観		
3月		縦割り班活動（卒業生を送る会） 学校生活アンケート実施・考察	第3回取組評価アンケート実施・検証・見直し（次年度の計画）

※授業参観での道徳の授業公開（年一回）↓